

内三十九名は承則子見意戒酌在ノ形式ヲ取ル意ニ  
ナリ、斯クハ如クミテ令社例ハ令市ノ令力者ニ委一  
中身代議士ノ調停ヲ付ケル一物工例ノ依傍ニ付託人  
(七月四日口報)

前報

大正十一年七月十日

兵庫縣

日本電報株式會社 役員會議ニ關スル件  
慘敗後ノ状況

- 一 休業明ノ五日ノハ陽者 三四名 一時急業氣分アリシ又右ノ分  
御者ノ本分ニ傳ルモノナリト令堂ニテ諾令シ 陣室ニ就カスルヲ申左  
マシ
- 七日ノ出勤者ハ三九〇名ニテ何レモ善通ニ就カスニマシ
- 二 一面多手湊申暴行着ニテ松尾重三ノ名者州五名 中刑事許  
道者ハ名アリ又左ノ山名或許一死ニテシテ工中 放還セラルル  
十名ニテシテ八日湊金トシテ獨身者十月、妻帯者二十日、字族多致  
ス者三十日ヲ支度也

(七月十五日報)

11. 7. 18  
52